

佐世保市町内、自治会集会所等整備資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐世保市内の地域自治組織である町内公民館、町内会及び自治会（以下「町内 公民館等」という。）が行う集会所整備に必要な資金の貸付け（以下「貸付」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付業務)

第2条 貸付業務は、この要綱に定めがあるものを除き、（株）親和銀行（以下「銀行」という。）が銀行所定の融資規定により行うものとする。

(貸付対象)

第3条 銀行は、市長の推薦に基づき、次の各号の一に該当する場合にのみ、資金を貸付けるものとする。ただし、災害による復旧工事、世帯数の急激な増加による集会所の増築など緊急やむをえない場合を除き、この要綱により既に貸付を受け未償還がある場合は、貸付ないものとする。

- (1) 町民が自ら利用する目的で集会所用の建物を新築、増改築、移築又は集会所の敷地を復旧又は造成するとき。
- (2) 町民が自ら利用する目的で集会所用の建物及び敷地を購入するとき。

(貸付を受ける要件)

第4条 貸付を受けようとする町内公民館等は、前条に規定する事項に関し、必要とする総経費の三分の一以上の金額を、貸付を受ける時期までに積み立てておかななければならない。

- 2 集会所整備に必要な資金の調達が困難と認められること。
- 3 前条の規定にかかわらず市長において不相当と認めた町内会等に対しては、銀行は貸付を行わない。

(貸付金額)

第5条 貸付金は、一町内公民館等当り1,000万円の範囲とする。

(貸付金利息及び償還方法)

第6条 貸付金に対する利息は、別紙覚書のとおりとし、貸付金の償還は原則として1年据置の期間を含めて7年以内の月賦償還とする。ただし、償還が遅延したときは、銀行所定の遅延利息を付する。

2 貸付金の償還方法は、償還計画書(様式1)に基づき銀行の指定方法で毎月支払わなければならない。

(貸付申込)

第7条 貸付を受けようとする町内公民館等の代表者(以下「代表者」という。)は、貸付申請書(様式2)に所定の事項を記入し署名押印のうえ、次に掲げる書類及び市長が必要と認める書類それぞれ2通を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新築、増改築、移築及び敷地復旧又は造成の場合 業者の工事見積書写及び工事予定調書(様式3)、平面図、残高証明書
- (2) 建物及び敷地購入の場合 売買契約書写又は予約を証明する書類、購入予定調書(様式3)

(貸付推薦)

第8条 市長は前条の各号に定める書類が提出されたときは、その内容を審査し推薦の可否を決定し、代表者及び銀行に通知しなければならない。

(貸付決定)

第9条 代表者が銀行の審査結果により、貸付決定の通知を受けたときは、直ちに次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 新築、増改築、移築及び敷地復旧又は造成の場合 工事契約書写、請書写、確認通知書(建築物新築のみ)等これを証する書類
- (2) 建物及び敷地購入の場合 売買契約書写

(貸付金交付)

第10条 市長は、前条による書類の提出を受けたときは、直

ちに銀行に対して通知するものとする。

- 2 銀行は、前項による通知を受けたときは、速やかに貸付金を交付するものとする。

(貸付推薦の取消し)

第11条 市長は、第8条の規定により銀行に推薦した町内公民館等（以下「被推薦町内公民館等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該推薦を取り消すことができる。

- (1) 貸付金を本来の目的以外に使用したとき。
- (2) 不正の手段又は虚偽の内容による申込みを行っていたとき。
- (3) 被推薦町内公民館等が、次の各号のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（被推薦町内公民館等の役員をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 市長は前項の規定により推薦を取り消した場合には、推

薦を取り消した町内公民館等（以下「推薦取消し町内公民館等」という。）の代表者及び銀行に通知しなければならない。

（貸付決定の取消し）

第 1 2 条 市長は、前条の規定により推薦を取り消した場合には、銀行に対し、推薦取消し町内公民館等に対する貸付決定の取消しを求めることができる。

2 銀行は前項の規定により貸付決定を取り消した場合には、速やかに市長及び推薦取消し町内公民館等の代表者へ通知しなければならない。

（貸付金の返還債務の期限の利益の喪失）

第 1 3 条 銀行は、前条の規定により貸付決定の取り消しを行う場合に備え、償還期限前であっても貸付金の一部又は全部を返還させる旨の債務の期限の利益の喪失の約定をするものとする。

（細則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 年 4 月 2 日から施行する。

（適用）

2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る貸付について適

用し、施行日前までの申込みに係る貸付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る貸付について適用し、施行日前までの申込みに係る貸付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る貸付について適用し、施行日前までの申込みに係る貸付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る貸付について適用し、施行日前までの申込みに係る貸付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る貸付について適用し、施行日前までの申込みに係る貸付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る貸付について適用し、施行日前までの申込みに係る貸付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 1 1 条から第 1 3 条までの規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る貸付について適用し、施行日前までの申込みに係る貸付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 5 年 1 月 1 5 日から施行する。